

報 告 第 2 号

非強制徴収債権の放棄について

高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、令和5年度に実施した、非強制徴収債権の債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

非強制徴収債権の放棄について

令和5年度中に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、下記の非強制徴収債権を放棄しました。

(高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子に係る債権)

番号	債務者の住所及び氏名	金額	債権放棄事由 (条例第14条該当条項)	放棄決定の日
1		208,100円 (うち延滞金等 172,100円)	第2項第1号	令和6年3月29日

1 債権整理に向けた取組

(1) 高知県債権管理条例の制定 (平成29年2月議会で議決) (以下「県条例」という。)

第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。)

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。

(3) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用をしていないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

※ 債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会で報告すること、またその際、要配慮個人情報に該当する場合は、債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明済。

(2) 全庁的な取組

税外未収金の対策について決定した「平成29年度税外未収金対策取組方針」※により、回収の見込みのない債権については、県条例の規定に基づき、債権放棄を行うことを推進することとなった。

また、令和5年度においても同様に、回収の見込みのない債権については、県条例の規定に基づき、債権放棄を行うことを推進することとなった。

※ 取組方針：総務部副部長、税務課長、管財課長、主な未収金所管課長で、毎年度決定

2 令和5年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

高等学校等奨学金は、高等学校等において経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与するもので、原則、貸与期間が満了した半年後から返還を開始する。

今回の案件において、主債務者である奨学生は、平成14年4月から平成15年3月（うち休学4か月）までの間に高知県高等学校等奨学金計144,000円の貸与を受け、平成15年10月から月額2,000円の返還を開始し、令和3年11月25日まで計108,000円を返還した。

その後、再三の催告にも反応がなくこれ以上の回収が見込めないこと、また、連帯保証人1名（母）が死亡（令和2年1月13日）し、その相続人全員が相続放棄していることが令和4年9月26日に確認されたこと、かつ、債権金額が少額であり取立てに要する費用に満たないものであったため、当該案件を令和6年2月15日に開催された「令和5年度第1回高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会」において、県条例第14条第2項第1号（財産無）に基づく放棄案件として報告を行った。

同部会での審議の結果、県条例第14条第2項第1号に規定する放棄要件を満たすことが確認され、奨学金元金36,000円、延滞利子172,100円、計208,100円を令和6年3月29日付けで債権放棄し、令和6年5月15日付けで調定済の奨学金元金36,000円の不納欠損処理を行った。

県条例第14条に基づく高知県高等学校等奨学金に係る債権放棄は、令和4年度は1件で、返還対象者全員の破産免責によるもの。

3 未収金債権に対する今後の取組

債務者及び連帯保証人への文書や電話による納付指導等を行うほか、債権回収の強化策として、回収困難な案件に係る債権回収業務を弁護士に委託する。

(参考)

(個人情報保護に関する法律)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(個人情報保護に関する法律施行令)

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報保護に関する法律施行規則)

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(高知県債権管理条例)

第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。
- (1) 強制執行の対象となる財産がないとき。
 - (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - (3) 債務者の所在が不明であるとき。